

覚醒剤取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第11号

覚醒剤取締法施行細則の一部を改正する規則

覚醒剤取締法施行細則（平成12年岩手県規則第99号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(指定証の再交付) 第4条 法第11条第1項（法第30条の5において準用する場合を含む。）の <u>指定証の再交付を受けようとする者は、別に定める様式による指定証再交付申請書を所管保健所長に提出しなければならない。</u>	(指定証の再交付) 第4条 法第11条第1項（法第30条の5において準用する場合を含む。）の <u>申請は、別に定める様式による指定証再交付申請書により行わなければならない。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。